外国人を雇用する中小規模事業主のみなさま

簡易現場診断を受けて、外国人向けの教育を充実させてみませんか

外国人労働者数は、250 万人を超え、増加し続けています。その８割は、労働者数 100 人未満の事業場に雇用され、労働災害の発生率が高い業種もあります。

例えば、製造業では、機械によるはさまれ・巻き込まれが多く、教育訓練においても、機械の安全な取扱いや緊急時の対応など、日本語による意思疎通の壁を越えて、理解させるべきことが多くあります。

また、小売業などでは、顧客対応における日本語能力が比較的高い場合でも、バックヤードでの自らの安全や業務引継ぎなど、業務全体を理解していないと思わぬケガや中毒に遭遇することがあります。

中央労働災害防止協会では、国の補助事業である中小事業場安全衛生サポート事業を活用し、外国人労働者を雇用する事業者に対する無料の現場診断とその後の助言指導を行っています。

外国人雇用事業者向け個別支援の概要

無料

対象：製造業、第三次産業、鉱業、農業で労働者数が概ね 100 人未満の事業場
（企業規模でなく工場や店舗の単位。労災保険適用事業場に限る。）

１回目 専門家による現場確認
設備や作業状況を点検し、労働災害に直結する問題点を洗い出し

２回目 管理者に対する説明と対策の助言
外国人を含め不慣れな労働者にとっての機械設備の危険、化学品による中毒のおそれなどの弱点を明らかにし、改善の手順をアドバイス

３回目 外国人向け教育の助言
外国人に直接指示をする担当者が抱える日々の意思疎通や教育の課題の聴取と、改善に向けた助言
必要に応じ、モデル的な教育実演の実施

【お申込み】

中央労働災害防止協会　技術支援部
TEL 03-3452-6366　　Email　gijutsu@jisha.or.jp

R8.9